

平成29年分確定申告無料相談会

東京地方税理士会平塚支部では税理士記念日のボランティア事業として、平成29年分確定申告無料相談会を下記のとおり行いました。たくさんのご来場ありがとうございました。

来年も実施しますので、ぜひご利用ください。

■ 相談日及び相談会場

- ・平成30年2月1日（木）秦野市文化会館
- ・平成30年2月2日（金）秦野市文化会館

■ 相談対象者は次の方です。

- ・小規模事業者
- ・年金受給者及び給与所得者の還付申告者
- ・計算が簡便で小規模（課税売上高が3千万円以下）な消費税課税事業者

■ 次の方は相談を受けることができません。

- ・譲渡所得のある方
- ・住宅借入金等特別控除を初めて受ける方
- ・所得金額が高額な方
- ・相談内容が複雑な方
- ・基準期間の課税売上高が3千万円を超える消費税の課税事業者
- ・ご自身のマイナンバーカード等による本人送信（電子申告）を希望する方
- ・税理士による代理送信（電子申告）を希望する方
- ・更正の請求、準確定申告をされる方

■ 相談者は申告に必要な書類・資料を持参してください。

（例：）

- ・マイナンバーカード又はマイナンバーの通知カード と 本人確認書類（運転免許証等）
- ・確定申告書
- ・給与又は年金の源泉徴収票・医療費の領収書・保険料控除証明書（生命保険・地震保険）・社会保険料控除証明書・寄付金控除を受けるための領収書等・昨年の申告書の控え 等
- ・印鑑
- ・還付を受ける方は銀行の口座番号等がわかるもの